

個人情報等の取扱いに関する個人情報保護委員会からの指導について

令和 6 年 5 月 27 日（月）に公表したまちづくり局における「個人情報を含む USB メモリの所在不明について」の事案に関し、7 月 5 日（金）に個人情報保護委員会から個人情報等の取扱いについて文書で指導を受けました。

本市としては、個人情報保護委員会による指導を真摯に受け止め、再発防止に向け、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じてまいります。

1 事案概要

まちづくり局交通政策室において、過年度に申請された駐車施設附置届出書等 1, 660 件のバックアップデータを保存していた USB メモリの所在不明が判明しました。（別添報道発表資料参照）

本事案について、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、個人情報保護委員会に報告を行いました。

2 指導の趣旨及び内容

本事案につき、保有個人情報の取扱い状況の記録について、不備が認められるため、必要かつ適切な措置を講じること。また、本事案につき本市が報告した再発防止のための措置（まちづくり局内各所属で所有する USB メモリを原則廃止し、局の総務部門での一括管理とするなど、取扱いについて全面的に見直すこと等）を確実に実施するとともに、以後、適切に運用し、継続的にその取り扱う保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずること。

3 今後の対応

まちづくり局における上記の再発防止のための措置に加え、全庁的に、USB メモリの削減に向けた取組を実施してまいります。また、職員に対して情報セキュリティの重要性について十分理解させるための研修等を実施するなど、再発防止に向け、個人情報を含むデータの取扱いに関する規則等の遵守を徹底してまいります。

問合せ先

（保有個人情報に関すること）

川崎市総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部
行政情報課情報公開担当 山口

電話 044-200-3656

（本件事案に関すること）

川崎市まちづくり局交通政策室 藤島

電話 044-200-2762

個人情報を含む USB メモリの所在不明について

まちづくり局交通政策室では、ペーパレス化や過去の申請資料の検索を迅速化するため、過年度（平成 5 年度、平成 1 7 年度～平成 2 8 年度）に申請された駐車施設附置届出書等（紙資料）1, 6 6 0 件（同一の者からの申請を除くと 6 6 4 件）をスキャンしてハードディスクに保存するとともにバックアップのため USB メモリに一時的に保存しておりました。

令和 6 年 5 月 1 6 日（木）、担当職員がスキャンしたデータを保存するため、交通政策室内（本庁舎内執務室）の保管場所を確認したところ、USB メモリが保管されておらず、検索の結果、USB メモリ 2 個（USB メモリ①、USB メモリ②）の所在不明が判明し、現時点においても発見にいたっておりませんので、お知らせいたします。

なお、現時点では個人情報の漏えいは確認されておりません。

また、USB メモリに保存しているデータはバックアップ用であるため、業務への支障はない見込みです。

1 所在不明の USB メモリに含まれる個人情報

○USB メモリ①に保存しているもの：申請総数 1, 6 6 0 件（同一の者からの申請を除くと 6 6 4 件）

個人による申請件数：1 4 3 件

- ・駐車施設附置（変更）届出書に記載の申請者情報（氏名、住所、電話番号）は、3 4 件
- ・総合調整条例の事業概要書及び協議書に記載の申請者情報（氏名、住所、電話番号）は、1 0 0 件
- ・大規模小売店舗立地法の規定による届出に記載の申請者情報（氏名、住所、電話番号）は、9 件
- ・なお、上記のうち、同一個人の申請（変更）による重複を除いた件数は、1 2 8 件

法人による申請件数：1, 5 1 7 件

- ・駐車施設附置（変更）届出書に記載の申請者情報（法人の代表者の氏名等）は、1, 1 1 1 件
- ・総合調整条例の事業概要書及び協議書に記載の申請者情報（法人の代表者の氏名等）は、3 2 6 件
- ・大規模小売店舗立地法の規定による届出に記載の申請者情報（法人の代表者の氏名等）は、8 0 件
- ・なお、上記のうち、同一法人の申請（変更）による重複等を除いた件数は、5 3 6 件

※上記全て、届出書等をスキャンした「画像ファイル」として保存

○USB メモリ②は庁舎移転時のデータ転送用で使用していたため、保存しているデータはありません

2 経 過

3 月 7 日（木）担当者が USB メモリ①にスキャンデータを保存（最終使用日）

5 月 1 6 日（木）1 5 時半頃、USB メモリ①の所在不明を覚知したことから担当者が上司へ報告し、交通政策室内での検索に着手

また、当室所管の USB 台帳と現物を突合したところ、新たに USB メモリ②が所在不明であることが判明し、合わせて検索に着手

5 月 1 7 日（金）引き続き所在不明の USB メモリ①②の検索を継続

～5 月 2 4 日（金）また、令和 6 年 4 月 1 日付けで当室から他部署へ異動した職員を含め、当室所属の全職員（3 0 名）に対し聞き取り調査を実施。USB メモリ②については、最終使用者から、1 月 2 3 日に使用后、データを削除して保管場所へ戻したことを確認

職員への聞き取りの結果、所在不明となっている USB メモリ①②の外部への持ち出しは確認されていない。

5 月 2 7 日（月）対象となる申請者へ今回の事案とお詫びを記載した通知を発送

3 原 因

上記 1 に記載の情報のバックアップを目的に一時的に USB メモリにデータを保存していたが、USB メモリの利用記録を作成し、貸出返却を確実にを行う管理を不注意により怠ったため所在不明となったもの。

4 今後の対応

当該 USB メモリの検索を継続します。

また、まちづくり局内各所属で所有する USB メモリを原則廃止し、局の総務部門での一括管理とするなど、取扱いについて全面的に見直すとともに、改めて、職員に対して、情報セキュリティの重要性について十分理解させるための研修等を実施するなど、再発防止に向け、個人情報を含むデータの取扱に関する規則等を徹底するよう改めて指導してまいります。

対象となる申請者の方にはお詫び文などにより今回の事案のお知らせと謝罪をしております。

問い合わせ

川崎市まちづくり局交通政策室 藤島

電話 0 4 4 - 2 0 0 - 2 7 6 2

第 1 号様式

※印の枠内の情報が該当箇所です。

駐車施設附置（変更）届出書

年 月 日

（あて先）川崎市長

※

届出者 住 所（所在地）
氏 名（名 称）
（代表者）

印

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第 1 0 条の規定により、次のとおり届け出ます。

建 築 物 の 名 称											
駐 車 施 設	設 置 場 所										
	区 分	施 設 面 積	駐 車 台 数	形 式 及 び 内 訳							
	建 築 物 内	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自 走 式 台、機 械 式 台						
		荷さばき自動車用	m ²	台							
		特定自動二輪車用	m ²	台	自 走 式 台、機 械 式 台						
	建 築 物 敷 地 内	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自 走 式 台、機 械 式 台						
		荷さばき自動車用	m ²	台							
		特定自動二輪車用	m ²	台	自 走 式 台、機 械 式 台						
	合 計	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自 走 式 台、機 械 式 台						
		荷さばき自動車用	m ²	台							
		特定自動二輪車用	m ²	台	自 走 式 台、機 械 式 台						
	特 殊 装 置		種 類					認 定 番 号	第 号		
工 事 着 手 予 定 日		年 月 日		工 事 完 了 予 定 日		年 月 日					
* 受 付 年 月 日		年 月 日			* 処理経過 通知 年 月 日						
* 受 付 番 号		第 号									

注 1 届出者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
2 *印の欄には、記入しないでください。

建築物調書



建築主	住所						
	氏名				電話		
	代住所						
理者	氏名				電話		
	担当者				電話		
	名称				敷地面積	㎡	
建築物の概要	敷地の位置	地名地番	川崎市 区				
		地域地区	地域、 地区				
		容積率	%		建蔽率	%	
	主要用途				構造等	造 階建て	
	建築物の用途別区分		新築 ㎡	増築 ㎡	大規模の修繕等 ㎡	既存建築物 ㎡	
	特定用途に供する部分の床面積	百貨店その他の店舗の用途					
		事務所の用途					
		倉庫の用途					
		その他の特定用途					
	非特定用途に供する部分の床面積	共同住宅、長屋、寄宿舍又は下宿以外の用途 (川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第7条に定める用途に供する部分)	()	()	()	()	
共同住宅、長屋、寄宿舍又は下宿の用途		(戸)	(戸)	(戸)	(戸)		
共通用途部分の床面積							
合計 (川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第7条に定める用途に供する部分) (車庫部分の床面積)							
川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第6条の2の2に規定する場所					有 ・ 無		
附置義務台数		特定自動車用 荷さばき自動車用 特定自動二輪車用	台 台 台	工事着手予定日 工事完了予定日	年 月 日 年 月 日		
* 建築確認申請受付		年 月 日 第 号		* 建築確認年月日 第 号			

注 *印の欄には、記入しないでください。

総合調整条例に係る事業概要書

担当		担当係長	課長補佐	担当課長	担当課長	担当課長	課長
----	--	------	------	------	------	------	----

事業概要書						
年 月 日						
(あて先) 川 崎 市 長						
※						
対象事業者 住 所						
氏 名						
電 話 ()						
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称〕						
及び代表者の氏名						
川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例第12条の規定により、次のとおり提出します。						
区 分	☐ 建築行為 ☐ 開発行為					
対 象 事 業 の 名 称						
対 象 事 業 区 域 の 位 置	川崎市 区 外 筆					
対 象 事 業 区 域 の 地 目 別 の 面 積	宅 地	山 林	田 ・ 畑	雑 種 地	そ の 他	計
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
土 地 の 利 用 の 規 制 に 関 する 事 項	用途地域 () 指定建ぺい率 () 高度地区 () 指定容積率 () ☐ 宅地造成工事規制区域 ☐ 急傾斜地崩壊危険区域 ☐ 地区計画 () ☐ 駐車場整備地区 ☐ その他 ()					
土 地 利 用 計 画	宅 地 用 地	道 路 用 地	公 園 等 用 地	公 益 施 設 用 地	そ の 他 の 用 地	計
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	%	%	%	%	%	100%
建 築 物 等 の 概 要	用途 戸			高さ m		
	敷地面積 m ²			建築面積 m ²		
	延べ面積 m ²			階数 地上 階・地下 階		
※	設 計 者	住 所				
	氏 名	電 話	()			
	担 当 者					
※ 備 考						

注 1 設計者と問い合わせ先が異なる場合は、※印の欄に問い合わせ先を記入してください。

2 当該建築物の敷地が市街化調整区域内の場合には、土地の利用の規制に関する事項の欄は、「用途地域」の文字を抹消し、()内に「市街化調整区域」と記入してください。

大規模小売店舗立地法の規定による届出

川 崎 市 長 殿

※

〔設置者〕
名 称
代表者氏名
住 所

〔届出担当連絡先〕
担 当 者
所 属
電 話
F A X

大規模小売店舗出店計画準備書

川崎市大規模小売店舗立地法運用要綱第4条の規定に基づき、次のとおり提出いたします。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称
所在地

※

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称
代表者氏名
住 所

3 大規模小売店舗の新設する日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

m²

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(2) 駐輪場の位置及び収容台数